

教育方針

教育に関する法律の定めるところに従って高等普通教育と工業に関する専門教育を施し、わが国産業界の進歩発展に寄与する有為な工業技術人としての資質を培い、心身共に健全な人材を育成する。

この目的を達成するため、次に掲げる諸点の養成を期する。

1. 豊かな知性と教養
2. 互いに尊重しあう人間性と旺盛な責任感
3. 実験実習を通じての科学的観察力と思考力
4. 各種ライセンスの取得
5. 堅実で強固な勤労精神
6. 強健な体力

努力目標

1. 授業の充実と基礎学力の定着化
2. スポーツの振興と健康の増進
3. 生命の尊重と安全意識の充実
4. 規律ある生活習慣の育成
5. 人権意識の確立と人権・同和教育の充実